

# 平成 30 年度における鴨川市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

平成 30 年 5 月 29 日制定

## 1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)」第 9 条に規定する障害者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達を推進するために必要な事項を定めることにより本市における障害者就労施設等の受注の機会の拡大を図ることを目的とする。

## 2 適用範囲

この方針は、市のすべての執行機関に適用するものとする。

## 3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく事務所等
  - ア 就労継続支援事務所 A 型・B 型(障害者総合支援法第 5 条 14 項)
  - イ 就労移行支援事務所(障害者総合支援法第 5 条 13 項)
  - ウ 生活介護事業所(障害者総合支援法第 5 条 7 項)
  - エ 障害者支援施設(障害者総合支援法第 5 条 11 項)
  - オ 地域活動支援センター(障害者総合支援法第 5 条 27 項)
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
  - イ 重度障害者多数雇用事業所(①～③の全てを満たすもの)
    - ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
    - ② 障害者の割合が従業員の 20% 以上
    - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
  - ア 在宅就業障害者
  - イ 在宅就業支援団体

## 4 調達の対象物品等

調達を推進すべき物品等については、この方針の目的を踏まえ分野を限定することなく調達するよう努める。

## 5 調達目標

物品等の種別毎に、調達実績額が前年度を上回ることを目標とする。

### <参考>

平成 29 年度実績額 1,823,830 円

## 6 調達の推進方法

(1) 障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、各課等に対して情報を提供する。

(2) 物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定による随意契約の活用も含め障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、本市の調達に関する他の施策との調和を図るとともに、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

(1) この方針は、市ホームページ等により公表するものとする。

(2) 調達実績については、概要を市ホームページに掲載する等の方法により公表する。

## 8 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等による市の事務所等での物品の販売や、市が実施するイベント等での物品販売のためのスペースを提供するなど、障害者就労施設等による販売機会の確保するとともに市民等への周知の推進にも努める。

## 9 方針に関する庶務

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための事務は、福祉課において統括する。